

2011年6月14日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局上海市分局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第172号)

国家外貨管理局上海市分局、 上海市の外商投資企業外貨年度検査に係る通達を公布 ～外貨年度検査の手続は6月30日まで～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は2011年6月2日付で、『上海における外商投資企業の外貨年度検査に係る事項についての通達』(上海匯発[2011]72号、以下、『72号通達』という)を公布しました。『72号通達』は今年3月から実施している外貨年度検査に関する留意事項について言及したものです。外貨年度検査の取扱が6月30日までである旨、再度、明確化したほか、外商投資企業が外貨年度検査に係る手続を行わなかった場合、7月以降、外貨関連業務の取扱に支障をきたす旨、注意を促しています。

『72号通達』は上海市の外商投資企業を対象とした規定です。上海市以外の地域では、手続などが上海市とは異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

外貨年度検査は国家外貨管理局が外商投資企業における外貨の流出入を把握するために、外商投資企業の外貨収支状況を報告させているもので、国家外貨管理局は毎年、4月1日から6月30日までの期間、外貨年度検査を実施しています。今年も国家外貨管理局は『2011年の外商投資企業の外貨年度検査業務をより一層遂行することに係る問題についての通達』(匯綜発[2011]25号)を公布し、企業に対して外貨年度検査の手続を行うように求めています。

上海市においても『上海市における外商投資企業の2011年外貨年度検査参加に係る事項についての通達』を公布し、上海市での外貨年度検査の取扱について規定していました。『72号通達』では2011年の外貨年度検査に係る手続につき、まだ外貨年度検査を行っていない企業に対して、6月30日までに手続を行うように要求。また期限までに関連手続を行わなかった場合、銀行での外貨関連手続を暫時、停止するとしているため、注意が必要です。

外商投資企業の外貨年度検査は通常、会計士事務所に委託して手続を行いますが、その場合、企業は直接、外貨管理局で手続を行う必要はありません。また企業は直接、外貨年度検査を実施することも可能ですが、その場合は国家外貨管理局オンラインサービスプラットフォームから関連資料をダウンロードの上、外貨年度検査に関するデータなどを記入・報告の上、紙ベースの資料を外貨管理局に提出する必要があります。国家外貨管理局オンラインサービスプラットフォームの外貨年度検査に係る情報につきましては、下記URLをご参照ください。

<http://www.safesvc.gov.cn/powercms/html/cyxz/220.htm>

外貨年度検査の締切日が6月30日と迫っているため、まだ外貨年度検査に係る手続を行っていない企業様におかれましては、なるべくはやく関連手続を行われますよう、ご案内申し上げます。

『72号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および4ページにございます中国語本文をご参照ください。

国家外貨管理局
上海匯発[2011]72号
『上海における外商投資企業の外貨年度検査に係る事項についての通達』

上海各外貨指定銀行：

2011年の上海市における外商投資企業の外貨年度検査業務はすでに4月1日より全面的に展開した。今年の上海市における外商投資企業の外貨年度検査任務につき、品質を保障し、期日通りにかつ効果的に完成するため、ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 各外貨指定銀行は当該銀行における外商投資企業の顧客に係る外貨年度検査の参加状況に対して一斉検査を実施しなければならない。まだ年度検査に参加していない企業に対しては、当該企業が速やかに外貨年度検査に参加するように直ちに通知し(中資企業、外商代表処は外貨年度検査に参加しないため、通知する必要はない)、かつ企業が規定に基づかず、外貨年度検査に参加しなかった場合、企業の今後の外貨業務の正常な取扱いに支障をきたす旨、明確に告知しなければならない。銀行は直接投資外貨管理情報システム(以下、「直接投資システム」という)を通して、企業の年度検査状況を照会することができる。
2. 今年の上海市における外商投資企業の外貨年度検査の締切日は2011年6月30日である。それ以降、外貨年度検査に参加していない企業に対して、各外貨指定銀行は当該企業の外貨業務を暫時、停止しなければならない。当該企業が外貨年度検査に係る補充手続を行った後に正常に取り扱うことができる。
3. 外商投資企業は会計士事務所に委託し、年度検査情報の代理申告を行わせることができ、また直接投資システムを通して自身で検査に参加することもできる。システムを通じた外貨年度検査の実施方法について理解していない企業に対して、各外貨指定銀行は自主的にその宣伝、告知業務を遂行しなければならない。年度検査

に参加する企業は上海市外商投資企業協会のホームページ(www.saefi.org.cn)にログインし、「政府委託事務」における『上海市における外商投資企業の2011年外貨年度検査に係る事項についての通達』を確認し、かつ要求に基づき、直接投資システムにログインして外貨年度検査データ等の情報を記入・報告することができる。

以上

国家外貨管理局上海市分局

2011年6月2日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

国家外汇管理局上海分局
上海汇发[2011]72 号
《关于上海外商投资企业外汇年检有关事项的通知》

上海各外汇指定银行：

2011 年上海市外商投资企业外汇年检工作已于 4 月 1 日起全面展开。为了保质保量、按时高效完成今年本市外商投资企业外汇年任务，现将有关事项通知如下：

- 一、 请各外汇指定银行对本行外商投资企业客户参加外汇年检情况进行一次排查。对尚未参加外汇年检的企业，要立即通知其尽快按要求参加外汇年检（中资企业、外商代表处不参加外汇年检，请勿通知），并明确告知企业，如不按规定参加外汇年检，将影响企业后续外汇业务的正常办理。银行可通过直接投资外汇管理信息系统（以下简称“直投系统”）查询企业的年检状况。
- 二、 今年本市外商投资企业外汇年检的截止日期为 2011 年 6 月 20 日。在此之后，对尚未参加外汇年检的企业，各外汇指定银行应暂停受理其所有外汇业务，只有待其补办外汇年检后才能正常受理。
- 三、 外商投资企业可委托会计事务所代申报年检信息，也可通过直投系统企业端自行参检。对不了解如何通过系统办理外汇年检的企业，各外汇指定银行应主动做好宣传告知工作。参检企业可登录上海市外商投资企业协会网站（www.saei.org.cn），在“政府委托事务”中查看“关于上海市外商投资企业参加 2011 年外汇年检有关事项的通知”，并按要求进入直投系统填报外汇年检数据等信息。

特此通知。

国家外汇管理局上海市分局

二〇一一年六月二日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。